



総 第 5 0 号

平成30年6月19日

塩竈市議会議長

香 取 嗣 雄 殿

塩竈市長 佐 藤



文書質問回答書

平成30年6月5日付け議第26号にて送付のありました文書質問について、別添のと
おり回答いたします。

記

1. 質 問 者 塩竈市議会議員 志子田 吉晃
2. 質問件名 随意契約について



文書質問回答書

質問中の「見積書の価格で合意して各業者との間で契約を締結したもので、契約時に、委託金額が確定している契約」の意義について、これを「徴収した見積書の価格が、仕様書に基づく予定価格の範囲内であった場合において、当該見積書の価格を基に契約を締結したもので、契約書に委託金額が記載されている契約」であるという本市の理解を前提に、以下、回答いたします。

1. H28年度133件・29年度144件の委託業務の随意契約のなかで「見積書の価格で合意して各業者との間で契約を締結したもので、契約時に、委託金額が確定している契約」の件数とその委託業務名

(回答)

随意契約で締結した委託契約（平成30年3月30日付け総第202号で回答した平成28年度133件、平成29年度146件）のすべてが、契約書に委託金額を記載しています。

2. H30年度に随意契約予定「見積書の価格で合意して各業者との間で契約を締結したもので、契約時に、委託金額が確定している契約」の件数とその委託業務名

(回答)

「随意契約で締結した委託契約（平成30年6月4日付け29総第202号で回答した平成30年度79件）のすべてが、契約書に委託金額を記載しています。

3. 随意契約の中で全てが「見積書の価格で合意して各業者との間で契約を締結したもので、契約時に、委託金額が確定している契約」と「委託金額が確定していない契約」がある場合の区別の判断基準について

(回答)

本市では「契約書に委託金額が記載されているか否か」で区別しております。